

茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、開館の順位により 1 年間持ち回りとする。

(構 成)

第 3 条 この会は、小和田、鶴嶺、松林、南湖、香川のそれぞれの公民館運営審議会委員をもって構成する。

(目 的)

第 4 条 この会は、各公民館運営審議会委員の相互の連絡協調を基本とし、地域住民に則する教育、学術、文化に関する各種の事業の向上を図りながら拠点活動の展開に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各種研究会、運営協議会の開催に関する事。
- (2) 公民館運営に関する情報の交換に関する事。
- (3) 公民館自主事業についての企画に関する事。
- (4) その他目的達成に必要な事業に関する事。

(役員及び任期)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 会長 | 1 名 | 副会長 | 1 名 | 幹事 | 5 名 |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
- 2 役員任期は、1 年とする。
 - 3 会長及び副会長は、第 2 条の規定による会館の順位による。

(役員職務)

第 7 条 役員は、次の職務を行なう。

- (1) 会長は、会務を総括しこの会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 8 条 この会は、第 5 条の事業を行なうにあたり、原則として年 2 回開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 会議等は、会長が招集する。

3 会長は、本会の協議事項について、関係職員の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第 9 条 この会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長がこれを任命する。

(会則の変更)

第 1 0 条 この会則は、連絡協議会委員の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更することができない。

(事業年度)

第 1 1 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。

附 則

この会則は、昭和 6 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条、第 1 1 条の規定は、施行日からとする。